

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

第77期 定時株主総会

交付書面省略事項

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

《事業報告》

- 内部統制システムに関する基本方針およびその整備・運用状況の概要 . . . 1～7頁
- 会社支配に関する方針 . . . 8頁

《計算書類》

- 連結株主資本等変動計算書 . . . 9頁
- 連結注記表 . . . 9～22頁
- 株主資本等変動計算書 . . . 23頁
- 個別注記表 . . . 23～28頁
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 . . . 29～30頁
- 会計監査人の監査報告 . . . 31～32頁
- 監査等委員会の監査報告 . . . 33～34頁

本内容は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.autobacs.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより株主の皆さまへご提供しております。

株式会社オートバックスセブン

■内部統制システムに関する基本方針およびその整備・運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、会社法第 362 条第 5 項および同法同条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および同規則同条第 3 項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を 2023 年 3 月 9 日開催の取締役会の決議により定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、事業統括制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- (2) 業務執行者に対する監査・監督機能の強化を図るため、監査等委員会の効果的かつ効率的な監査・監督体制を構築する。
- (3) 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役等の選解任および報酬体系ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- (4) 取締役、事業統括および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (5) コンプライアンスに係る規程を定め、担当事業統括を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- (6) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- (7) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」（グループ内通報制度）を設置する。
- (8) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査・監督する。
- (9) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査し、定期的に、代表取締役社長および監査等委員会に監査結果を報告する。
- (10) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理および機密情報管理等に係る社内規程に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2) 取締役または監査等委員会は、取締役の職務執行を監査または監督するために必要な場合は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- (2) 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- (3) 統合リスクマネジメント態勢の実効性と妥当性について、内部監査により監査し、定期的に取り締役会および監査等委員会に報告する。
- (4) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員会の長である代表取締役社長が危機対応本部を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役会は、業務執行の合意形成の場として経営会議を設置する。経営会議は、取締役会決議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
- (3) 取締役会は中長期的な計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- (4) 取締役会は、経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および事業統括に業務の執行を委任する。
- (5) 代表取締役は、事業統括責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および事業統括の職務の執行を統括する。
また、業務執行取締役および事業統括は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、取締役会等の重要会議に当社事業統括または従業員が参加することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、当社グループ全体のリスクマネジメントに係る規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
 - ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は子会社に、その役員および従業員が「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させるとともに、必要に応じて監査役を派遣する。
 - ・ 当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したオレンジホットラインを利用する体制を構築させる。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・ 当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦前項の従業員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令のみに基づき職務を行うものとする。人事考課は監査等委員会の長が行い、人事異動、処遇については、監査等委員である取締役と代表取締役が協議する。

⑧監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮・命令に従う旨を当社の取締役、事業統括および従業員に周知徹底する。

⑨次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および従業員等が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および事業統括は、子会社に関する事項も含め、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議やその他の機会を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- ・取締役、事業統括および従業員は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ・取締役および事業統括は、法令等の違反行為等、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 子会社の取締役、監査役および従業員等から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに子会社内においてしかるべき報告を行うとともに、当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはオレンジホットラインに通報する。
- ・当社内部監査部門および内部統制部門は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・ オレンジホットラインの担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に取り締役会および監査等委員会に対して報告する。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑪監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、社外監査等委員の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門等は、情報・意見交換等を行うための会合を定期的で開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 代表取締役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、監査等委員会と定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員会が職務の遂行に当たり必要な場合は、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る体制を整備する。

2006年5月19日制定

2012年3月29日改定

2014年3月17日改定

2015年3月27日改定

2019年6月21日改定

2023年3月9日改定（2023年4月1日施行）

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、体制の整備とその適切な運用に努めております。

「当事業年度の運用状況の概要」

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a) 当事業年度において、ガバナンス委員会を 14 回開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および事業統括の報酬制度、取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）および会社機関設計等について検討いたしました。

b) 監査等委員でない社外取締役 2 名と社外監査等委員 2 名全員で構成する独立社外役員連絡会を年 5 回開催し、代表取締役に対して提言を行いました。

c) 「オートボックスセブングループ行動規範・行動指針」に基づき、グループ内通報制度である「オレンジホットライン」窓口を運用し、当社グループ内だけでなく加盟法人を含めたチェン全体を範囲とし、社外の通報窓口を通じて内部通報を受け付けました。

d) 内部監査部は、業務の適正性および有効性について監査を行いました。

e) 「コンプライアンス基本規程」に基づき、全従業員にインサイダー取引やセキュリティーに関するコンプライアンス教育を実施いたしました。

f) 「危機管理規程」および「オレンジホットライン規程」に基づき、内部統制機能を担当する事業統括は、取締役会で重大事案およびオレンジホットライン通報案件に関して、その発生の状況等について報告するとともに、監査等委員会その他関係部署とも情報共有を行いました。なお、重大事案報告およびオレンジホットライン通報案件のうち特にチェン全体で取り組みが必要な事項については、適宜注意を喚起し、チェン全体に対して対応を呼びかけました。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a) リスクマネジメント委員会は、年次で設定されたリスク課題について、その実行状況をモニタリングいたしました。また、総務部、法務部、カーライフサポートセンターが連携することでリスクマネジメント委員会によるリスクのモニタリングと年次課題の実行状況の把握を補佐いたしました。

b) 大規模な災害等の重大な危機が発生した場合は「危機管理規程」および「BCP（事業継続計画）マニュアル」に基づき危機対応本部を立ち上げ、迅速な対応を執る体制を確保しております。前期に続き当事業年度においても年 2 回の訓練を行いました。当事業年度においては安否確認システムを刷新し、より実効性を高める改善を行いました。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当事業年度において取締役会を 17 回開催し、重要な事項について審議、決定いたしました。また、各分野を担当する取締役から長期ビジョン「Beyond AUTOBACS Vision 2032」、「5 年ローリングプラン」、年度経営計画に基づき業務執行について報告を受けました。
- b) 当事業年度において経営会議を 11 回開催し、取締役会付議事項について、事業収益性およびリスク等について検討を行い、取締役会が十分な情報に基づいて適切な判断をするための事前審議を行いました。また、事業統括者会議を 12 回開催し、各事業及び事業基盤における執行状況の確認や、個別投資案件に関するリスクの把握や評価に対する審議等を行いました。

④当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部は、当社グループの業務の適正性および有効性について監査を行い、また、財務報告の信頼性にかかる内部統制の評価を行いました。当社の内部監査部・監査等委員会室を中心に当社の従業員が子会社の監査役に就任し、子会社の業務執行の適正性、経理財務状況についての監査を行いました。また、係る各活動について、内部監査部は月次で常勤監査等委員に対して詳細報告し、かつ、監査等委員会に纏め報告を行いました。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査等委員会を補助する組織として監査等委員会室を設置し、内部統制システムの構築・運用の知見を保有し、独立性を有する専任の従業員を複数名おき、子会社の監査役に就任するなど監査等委員会の監査の実効性を確保しております。
- b) 監査等委員会では監査事項について検討・審議したほか、代表取締役社長、各事業部門の担当事業統括や、業務監査の過程で発見された事項について関連部門から状況をヒアリングし、改善すべき事項について提言をいたしました。また、監査等委員全員が取締役会、経営会議、事業統括者会議に出席し、適時、質問し、または意見を述べました。なお、社外監査等委員はすべてのガバナンス委員会に出席し、ガバナンスの検討をしております。
- c) 監査等委員会は会計監査人と月次で情報交換会を行いました。
- d) 監査等委員会は当事業年度において子会社監査役を担当する部門とのミーティングを月 1 回開催し、子会社の監査および内部統制の状況について情報・意見交換を行い監査等委員会の監査が実効的に行われるように努めました。また、内部統制システムの実効性を点検するため、事業子会社については 6 社（うち海外 2 社）の往査およびリモートによる監査を実施いたしました。

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査等委員会および内部監査部は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査するとともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

■会社支配に関する方針

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下のとおり、決定しております。

当社は、1974年にオートバックス第1号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当社グループは当時の理念を継承しつつ、2023年度には「社会の交通の安全とお客様の豊かな人生の実現」をパーパス（存在意義）と定め、2032年度を目標年度とした進化の方向性（ありたい姿）を「『出かける楽しさ』を提案し続ける会社」と明示し、パーパスへの貢献に向けた取り組みを、迅速、果敢な意思決定によって推進するとともに、お客様と社会にとってなくてはならない企業グループを目指し、日々取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェーンを基幹事業と位置付けつつ、最適なポートフォリオの構築による事業のさらなる発展を目指す一方、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

したがって、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や新たな事業領域における提携先、それら従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しています。

連結株主資本等変動計算書

（ 2023年4月1日から
2024年3月31日まで ）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 33,998 | 34,156 | 61,997 | △6,990 | 123,162 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △4,679 | | △4,679 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 6,355 | | 6,355 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △3 | △3 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △2 | 24 | 21 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 61 | | | 61 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 61 | 1,673 | 20 | 1,755 |
| 当 期 末 残 高 | 33,998 | 34,218 | 63,670 | △6,970 | 124,917 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|----------------------------|--------------------|------------------------------|---------|---------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,077 | 1,382 | 3,460 | 340 | 126,963 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △4,679 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 6,355 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | △3 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | 21 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | 61 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 421 | 467 | △33 | 433 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 46 | 421 | 467 | △33 | 2,189 |
| 当 期 末 残 高 | 2,124 | 1,803 | 3,928 | 307 | 129,152 |

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

28社（新規 1社 除外 3社）

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社オートバックス東日本販売

株式会社オートバックス南日本販売

AUTOBACS FRANCE S.A.S.

株式会社 CAP スタイル

株式会社ホットスタッフコーポレーション

株式会社ボックス・アドバンス

株式会社オートバックスフィナンシャルサービス

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

12 社（除外 2 社）

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

株式会社ピューマ

株式会社バッファロー

株式会社北日本オートバックス

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が連結決算日と異なる子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

カー用品等

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

車両

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産・使用権資産を除く)
- | | |
|---------------|--|
| a. 店舗用建物及び構築物 | 当社グループが独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。 |
| 建物及び構築物 | 3～20年 |
| b. 上記以外のもの | |
| 建物及び構築物 | 3～45年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 使用権資産
- 在外連結子会社が、IFRS第16号(リース)を適用したことにより計上した使用権資産については、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
- 連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- 小規模企業等における簡便法の採用
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社および連結子会社は、セグメントごとに下記事業を行っております。

- ・「国内オートバックス事業」：国内の顧客に対して、商品の販売としてカー用品等の卸売・小売販売、車の買取・販売を行っております。また、サービス等の提供として車検・整備、板金・塗装業務等を行っております。
- ・「海外事業」：国外の顧客に対して、商品の販売としてカー用品等の卸売・小売販売を行っております。また、サービス等の提供として車の整備、板金・塗装業務等を行っております。
- ・「ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業」：国内の事業者向けに商品の販売としてカー用品等の卸売を行っております。また、一般消費者に対して、ネット販売、輸入車や電気自動車の販売およびサービスの提供を行っております。
- ・「その他の事業」：サービス等の提供としてオートバックスグループ店舗に対してクレジット関連業務等を行っております。また、車の買取・販売等を行っております。

これらの取引について当社および連結子会社は、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建買掛金

③ ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引

高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

有形及び無形固定資産に対する減損会計について

(1) 国内オートボックス事業に係る店舗固定資産の減損評価

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。変更内容は〔収益認識に関する注記〕(1)収益の分解情報」に記載の通りであります。また、「国内オートボックス事業」に含めておりました、顧客サポートや物流施設の間接コストについて、各報告セグメントに配分しない全社費用として見直しを行いました。

この結果、「国内オートボックス事業」の有形固定資産の一部を「その他の事業」および「全社（共通）」へ移管しております。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 32,613 百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

来店される顧客に対してカー用品の販売および車のメンテナンスなどのサービスを提供する店舗を展開する国内オートボックス事業は当社グループの主要な事業であります。当該事業に係る有形固定資産残高は32,613百万円、総資産の16.7%となっております。

当社グループは国内オートボックス事業において、店舗を運営する上で必要な建物などの主たる資産や車のメンテナンスなどのサービス提供に用いる工具器具などの資産を保有しております。

国内オートボックス事業に係る資産グループについてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位を店舗として資産をグルーピングしております。土地の時価の著しい下落や継続的な営業損失等が発生した店舗については、減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としており、その際に用いられる割引率は加重平均資本コストを基礎として算出しております。

減損損失の認識の判定および使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている予算などの内部情報を総合的に加味して、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっております。具体的には各店舗の将来収益予測と営業利益予測が重要な仮定に含まれております。

各店舗の将来収益予測および営業利益予測は、直近年度の客単価や客数といった実績を基礎として、市場の成長率、店舗毎の個別の事情を勘案した収益の回復・向上等を反映した見積りを行っております。

当該見積りを基に建物などの主要な資産の経済的残存使用年数を当該将来キャッシュ・フローにおける見積期間とし、それまでの当該期間に基づく趨勢を踏まえた成長率の仮定において合理的に見積もってお

ります。

経営者は当該見積りおよび当該仮定について、合理的であると考えております。しかしながら、将来の不確実な経済状況の変動等により当該見積りおよび当該仮定に関して見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローを引き下げる要因を織り込み、その結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(2) 国内オートボックス事業以外ののれん等の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|----------------------|-----------|
| 無形固定資産 | 7,763 百万円 |
| うち、のれん | 919 百万円 |
| うち、その他 | 786 百万円 |
| 投資有価証券 | 9,065 百万円 |
| うち、投資有価証券に含まれるのれん相当額 | 113 百万円 |

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は「5ヵ年ローリングプラン」に基づき、海外事業、ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業といった国内オートボックス事業以外の事業への投資を推進しております。

個々の投資に含まれるのれんおよびその他の無形固定資産、投資有価証券に含まれるのれん相当額の帳簿価額はのれんが919百万円、その他の無形固定資産が786百万円、投資有価証券に含まれるのれん相当額が113百万円、合計1,819百万円となり、総資産の0.9%となっております。

国内オートボックス事業以外の事業を展開している会社について、超過収益力を反映した価額で買収を行っており、その結果生じたのれんやその他の無形固定資産が計上されております。のれんおよびその他の無形固定資産における資産グループについては、法人全体もしくは店舗など関連する資産グループに合理的な基準で配分して当該資産をグルーピングしております。

継続的な営業損失等が発生した資産グループについては減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としており、その際に用いられる割引率は、加重平均資本コストを基礎として算出しております。

減損損失の認識の判定および使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている予算などの内部情報を総合的に加味して、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっております。具体的には将来キャッシュ・フロー予測が重要な仮定に含まれております。

各資産グループの将来キャッシュ・フロー予測は、直近年度の業績などの実績等を基礎として、期末時点で予測した売上の成長率、資産グループごとの個別の事情を勘案した収益の回復・向上等を反映した見積りを行い、見積期間をのれん、その他の無形固定資産、当該資産の配分先の資産グループの主たる資産の経済的残存使用年数としております。

経営者は当該見積りおよび当該仮定について、合理的であると考えております。しかしながら、将来の不確実な経済状況の変動等により当該見積りおよび当該仮定に関して見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローを引き下げる要因を織り込み、その結果、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

| | |
|----|---------|
| 商品 | 312 百万円 |
| 計 | 312 百万円 |

担保に係る債務

| | |
|-----|---------|
| 買掛金 | 287 百万円 |
| 計 | 287 百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 53,252 百万円

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)海外事業

| 用途 | 種類 | 場所 | 拠点数 | 金額 (百万円) |
|-----|---------------------------|------|-----|-------------|
| 店舗 | 使用权資産、建物及び構築物、機械装置及び運搬具 等 | フランス | 5 | 312 |
| 合 計 | | | 5 | 312 |

(2)その他の事業

| 用途 | 種類 | 場所 | 拠点数 | 金額 (百万円) |
|-------------|------------------|----|-----|-------------|
| 事業用ソフトウェア開発 | ソフトウェア、工具、器具及び備品 | 関東 | 1 | 221 |
| 合 計 | | | 1 | 221 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としております。

継続的な営業損失等が発生した店舗、事業所や退店が決まった店舗において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」534 百万円として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、ソフトウェア 221 百万円、使用权資産 199 百万円、建物及び構築物 85 百万円、機械装置及び運搬具 19 百万円、工具、器具及び備品 5 百万円、借地権 3 百万円であります。

フランスの資金生成単位の回収可能価額は、国際財務報告基準に基づく公正価値により算定しております。なお、当該公正価値はインカム・アプローチにより測定しており、割引率は8.19%であります。

2. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、[収益認識に関する注記]「(1) 収益の分解情報」に記載のとおりであります。

3. 事業譲渡益

当社の連結子会社である株式会社オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングスが行った、株式会社アウトプラッツおよび株式会社モトーレン栃木の事業譲渡に伴う譲渡益であります。株式会社アウトプラッツおよび株式会社モトーレン栃木の株式売却価額ならびに設備他支援金と連結上の帳簿価額との差額を計上しております。

4. 早期割増退職金

当社の人事制度改革の一環として早期退職優遇制度の実施に係る早期退職者への支援金および再就職支援費用などあります。

5. 店舗整理損

当社グループは、連結子会社の2店舗閉鎖に伴う損失として以下の店舗整理損を計上しております。

| 場所 | 内容 | 店舗整理損 (百万円) |
|------|--------------------------|----------------|
| フランス | 従業員の解雇費用、商品廃棄等その他閉鎖に係る費用 | 708 |

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 82,050,105 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|-------------|
| 2023年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,339 | 30 | 2023年3月31日 | 2023年6月26日 |
| 2023年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 2,340 | 30 | 2023年9月30日 | 2023年11月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,120 | 利益剰余金 | 40 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

(注) 1株当たり配当額には、オートボックス誕生50周年記念配当10円を含んでおります。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に上場株式を含むその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期貸付金および長期貸付金はフランチャイズ加盟法人、関連会社等に対するものであり、当該法人等の信用リスクに晒されております。

当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズ加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズ加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後28年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額の重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流

動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社から資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「受取手形」、「短期貸付金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」および「未払法人税等」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 売掛金 | 21,843 | | |
| 貸倒引当金 ※1 | △9 | | |
| | 21,833 | 21,746 | △87 |
| (2) リース投資資産 ※2 | 3,880 | 4,234 | 353 |
| (3) 投資有価証券 ※3 | 5,928 | 5,386 | △541 |
| (4) 長期貸付金 | 49 | 52 | 3 |
| (5) 差入保証金 | 11,638 | 11,121 | △517 |
| 資 産 計 | 43,330 | 42,540 | △789 |
| (1) 長期借入金 ※4 | 6,034 | 6,016 | △18 |
| (2) リース債務 ※5 | 3,285 | 3,177 | △108 |
| 負 債 計 | 9,320 | 9,193 | △126 |

※1. 債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

※2. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額2百万円であります。

※3. 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 3,136 |

※4. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※5. 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区 分 | 時 価 (百 万 円) | | | |
|-------------------------|---------------|---------|---------|-------|
| | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 4,707 | — | — | 4,707 |
| 資産計 | 4,707 | — | — | 4,707 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区 分 | 時 価 (百 万 円) | | | |
|------------------|---------------|---------|---------|--------|
| | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計 |
| 売掛金 | — | 21,746 | — | 21,746 |
| リース投資資産 | — | 4,234 | — | 4,234 |
| 投資有価証券 関連会社株式 | 679 | — | — | 679 |
| 長期貸付金 | — | 52 | — | 52 |
| 差入保証金 | — | 11,121 | — | 11,121 |
| 資産計 | 679 | 37,153 | — | 37,833 |
| 長期借入金 | — | 6,016 | — | 6,016 |
| リース債務 | — | 3,177 | — | 3,177 |
| 負債計 | — | 9,193 | — | 9,193 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、リース投資資産、長期貸付金および差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を元に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

| | 報 告 セ グ メ ン ト | | | | | 調 整 額 | 連 結 損 益 計 算 書 計 上 額 |
|---------------|---------------|--------|--------------------------|------------|---------|-------|---------------------------|
| | 国内オートバックス事業 | 海外事業 | ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業 | その他の業 事 | 合 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 167,038 | 14,673 | 35,144 | 10,542 | 227,398 | — | 227,398 |
| その他の収益 | — | 26 | — | 2,431 | 2,458 | — | 2,458 |
| 計 | 167,038 | 14,700 | 35,144 | 12,973 | 229,856 | — | 229,856 |

(注)当連結会計年度より、従来、「国内オートバックス事業」の報告セグメントに所属していた車買取・販売(C@RS)を推進・管理する機能を有する部門を拡大することを目的に「カートレーディング事業」とし、「その他の事業」の報告セグメントに移管しております。また、店舗出店等にかかる物件開発と立地開発の機能を有する部門を出店の加速および当社グループ内の不動産を有効活用することを目的に「プロパティデベロップメント事業」とし、「その他の事業」の報告セグメントに移管しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準 ② 顧客との契約から生じる収益の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 1,273 |
| 契約負債（期末残高） | 891 |

契約負債は、顧客へ販売した商品に対する補償等のサービスの提供に関連するものであります。

顧客からは契約締結時に全額代金を収受しております。主な取引としては、タイヤ購入後6ヶ月間、12ヶ月間、18ヶ月間のパンク修理補償やカーナビ等の3年又は5年間の延長修理保証、オイル交換等の2年～7年間の車のメンテナンスサービス等であります。

これらメンテナンスサービス等の取引について当社は、一時点でのタイヤ・オイル交換等のサービスの

提供や、一定期間での修理保証の提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、一時点でのタイヤ・オイル交換等のサービスの提供という履行義務については各種サービス提供時点で、一定期間での修理保証の提供という履行義務については保証契約期間にわたり定額で収益を認識しており、契約負債はその時点で取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、728 百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内 | 557 |
| 1年超2年以内 | 196 |
| 2年超3年以内 | 65 |
| 3年超 | 72 |
| 合計 | 891 |

〔企業結合等関係〕

事業分離

当社は、2023年9月1日付で、当社連結子会社の株式会社オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングスを通じて保有する、株式会社アウトプラッツ（以下、「アウトプラッツ」）および株式会社モトーレン栃木（以下、「モトーレン栃木」）の全株式について、アウトプラッツを双日株式会社、モトーレン栃木を株式会社茨日ホールディングへそれぞれ譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

- ① アウトプラッツは双日株式会社へ譲渡
- ② モトーレン栃木は株式会社茨日ホールディングへ譲渡

(2) 分離した事業の内容

BMW/MINI 新車販売、サービスおよび認定中古車の販売

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、2015年にアウトプラッツ、2017年にモトーレン栃木を子会社化（2019年に2子会社を孫会社化）し、同社を通じてBMW/MINI正規ディーラー事業を展開してまいりました。

このたび、ビー・エム・ダブリュー株式会社と当社との間で、国内のBMW/MINI正規ディーラー事業の展開について協議を重ねた結果、同社のエリア再編に協力し、同社による設備他支援金の支援を含めアウトプラッツおよびモトーレン栃木の株式を譲渡する判断に至りました。

また、当社においては、「長期ビジョン」に掲げているとおりZEV（ゼロエミッション車）を含めたディー

ラー事業を引き続き強化し、経営資源の最適化と企業価値向上を図ってまいります。

(4)事業分離日

2023年9月1日

(5)法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡等

2.実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

事業譲渡益 3,971百万円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

| | | |
|------|-------|-----|
| 流動資産 | 4,070 | 百万円 |
| 固定資産 | 3,940 | |
| 資産合計 | 8,010 | |
| 流動負債 | 4,207 | |
| 固定負債 | 1,841 | |
| 負債合計 | 6,049 | |

(3)会計処理

当該譲渡株式の売却価額ならびに設備他支援金と連結上の帳簿価額との差額を「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

3.分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業

4.当連結会計年度の連結計算書類に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 5,175百万円

営業利益 102

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 1,652円71銭

2. 1株当たり当期純利益 81円52銭

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--------|-------------|-------------|-----------------|------------|-------------|--------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | | | 事業拡張 積立金 | 資産圧縮 積立金 | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 33,998 | 34,278 | 34,278 | 1,296 | 665 | 796 | 36,350 | 11,918 | 51,026 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △4,679 | △4,679 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 1,156 | 1,156 |
| 資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △0 | | 0 | — |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | △2 | △2 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △0 | — | △3,525 | △3,525 |
| 当 期 末 残 高 | 33,998 | 34,278 | 34,278 | 1,296 | 665 | 796 | 36,350 | 8,392 | 47,501 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-------------|-----------------|---------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △6,929 | 112,374 | 2,072 | 2,072 | 114,447 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △4,679 | | | △4,679 |
| 当期純利益 | | 1,156 | | | 1,156 |
| 資産圧縮積立金の取崩 | | — | | | — |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | 24 | 21 | | | 21 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） | | | 39 | 39 | 39 |
| 当期変動額合計 | 23 | △3,502 | 39 | 39 | △3,463 |
| 当 期 末 残 高 | △6,905 | 108,872 | 2,111 | 2,111 | 110,983 |

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ③ その他有価証券 | |

| | |
|-----------------|--|
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|--|
| ① カー用品等 | 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ② 車両 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|--------------|--|
| ① 店舗用建物及び構築物 | 当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。 |
| 建物 | 3～20年 |
| 構築物 | 3～20年 |
| ② 上記以外のもの | |
| 建物 | 3～45年 |
| 構築物 | 3～30年 |
| 機械及び装置 | 5～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、セグメントごとに下記事業を行っております。

- ・「国内オートボックス事業」：国内の顧客に対して、商品の販売としてカー用品等の卸売・小売販売、車の買取・販売を行っております。また、サービス等の提供として車検・整備、板金・塗装業務等を行っております。
- ・「海外事業」：国外の顧客に対して、商品の販売としてカー用品等の卸売を行っております。
- ・「ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業」：国内の事業者向けに商品の販売としてカー用品等の卸売を行っております。また、一般消費者に対して、ネット販売を行っております。
- ・「その他の事業」：国内の顧客に対して、商品の販売としてライフスタイル商品の小売販売等を行っております。また、車の買取・販売を行っております。

これらの取引について当社は、商品の販売については商品の引渡、サービス等についてはサービスの提供という履行義務を負っております。履行義務を充足する通常の時点については、商品の販売については商品の引渡時点に、サービス等についてはサービス等の提供完了時において顧客が当該商品およびサービス等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点又はサービス等の提供完了時に収益を認識しております。

また、商品の販売については、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および返品されると見込まれる相当額、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

有形及び無形固定資産に対する減損会計について

(1) 国内オートボックス事業に係る店舗固定資産の減損評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 27,054 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「注記事項〔会計上の見積りに関する注記〕有形及び無形固定資産に対する減損会計について(1) 国内オートボックス事業に係る店舗固定資産の減損評価」の内容と同一であります。

(2) 国内オートボックス事業以外の関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 12,535 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は「5ヵ年ローリングプラン」に基づき、海外事業、ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業といった国内オートボックス事業以外の事業への投資を推進しております。

海外事業、ディーラー・BtoB・オンラインアライアンス事業といった国内オートボックス事業以外の事業の関係会社株式の帳簿価額は12,535百万円、総資産の7.6%となっております。

国内オートボックス事業以外の事業においては、超過収益力を反映した価額で買収を行っており、取得した株式が関係会社株式として計上されております。

減損処理の要否を検討するにあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較して、実質価額が著しく低下して回収可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、帳簿価額を実質価額まで減額し、帳簿価額の減少額は関係会社株式評価損として認識されます。

当該実質価格の見積要素については、連結計算書類「注記事項〔会計上の見積りに関する注記〕有形及び無形固定資産に対する減損会計について(2) 国内オートボックス事業以外ののれん等の評価」の内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,524 百万円

2. 保証債務

(1) 次の子会社について、仕入先からの債務に対し債務保証を行っております。

(株)CAPスタイル、(株)ボックス・アドバンス 328 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権 17,727 百万円

(2) 長期金銭債権 1 百万円

(3) 短期金銭債務 13,854 百万円

(4) 長期金銭債務 1,129 百万円

4. 貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 27,320 百万円

貸出実行残高 12,234 百万円

差引額 15,085 百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出しの条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 61,391 百万円

仕入高 10,085 百万円

その他の営業取引 3,505 百万円

(2) 営業取引以外の取引高 3,908 百万円

2. 早期割増退職金

当社の人事制度改革の一環として早期退職優遇制度の実施に係る早期退職者への支援金および再就職支援費用などがあります。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,046,371 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

| | |
|----------------|-------|
| 未払金否認 | 187 |
| 未払事業税 | 105 |
| 商品評価損否認 | 159 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 138 |
| 商品仕入割戻配賦額否認 | 19 |
| 売上値引 | 1,119 |
| リース原価損金算入限度超過額 | 1,419 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 482 |
| 減損損失 | 1,886 |
| 関係会社株式評価損否認 | 5,078 |
| 投資有価証券評価損否認 | 230 |
| 債権譲渡損失否認 | 973 |
| 資産除去債務否認 | 356 |
| 税務上の収益認識差額 | 650 |
| その他 | 193 |

繰延税金資産小計 13,001

評価性引当額 △7,764

繰延税金資産合計 5,237

繰延税金負債

| | |
|--------------|------|
| 資産圧縮積立金 | △349 |
| その他有価証券評価差額金 | △818 |
| 税務上の収益認識差額 | △542 |

| | |
|-----------|--------|
| その他 | △80 |
| 繰延税金負債合計 | △1,791 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,446 |

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)の割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------------|-----------------|-----------|---------------|-------|---------------|-------|
| 子会社 | ㈱オートボックスフィナンシャルサービス | 所有 直接 100% | 資金取引 | 資金貸付 (注) 2 | 5,825 | 短期貸付金 | 5,521 |
| | | | | | | 関係会社 長期貸付金 | 6,402 |
| 子会社 | ㈱オートボックス・ディーラーグループ・ホールディングス | 所有 直接 100% | 資金取引 | 余剰金の預り | 7,154 | 預り金 | 5,132 |
| 子会社 | ㈱ホストスタッフコーポレーション | 所有 直接 100% | 資金取引 | 余剰金の預り | 3,605 | 預り金 | 2,115 |
| 子会社 | ㈱オートボックス南日本販売 | 所有 直接 100% | 不動産取引 | 不動産の賃貸 | 798 | リース投資資産 | 1,989 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金および預り金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約(極度額 18,000 百万円)を締結しております。

〔収益認識に関する注記〕

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

| | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,422 円 80 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14 円 83 銭 |

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オートボックスセブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートボックスセブンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートボックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社オートバックスセブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、事業統括及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役、事業統括及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門から監査の結果の報告を受けるとともに、リモートによる監査も含め子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社オートバックスセブン 監査等委員会

常勤監査等委員 池田 知 明 ㊟

常勤社外監査等委員 小 泉 正 己 ㊟

社外監査等委員 金 丸 絢 子 ㊟

(注) 監査等委員 小泉 正己及び金丸 絢子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上